

第6章 将来の目指すべき医療提供体制の実現に向けた施策

1 病床の機能の分化及び連携の推進

《施策の方向性》

本県の医療提供体制を立て直すため、被災施設の復旧・復興を進めます。

また、各医療機関による病床の機能の分化及び連携のための自主的な取組みが促進され、実効性のあるものとなるように、必要な体制や基盤の整備、支援を進めます。

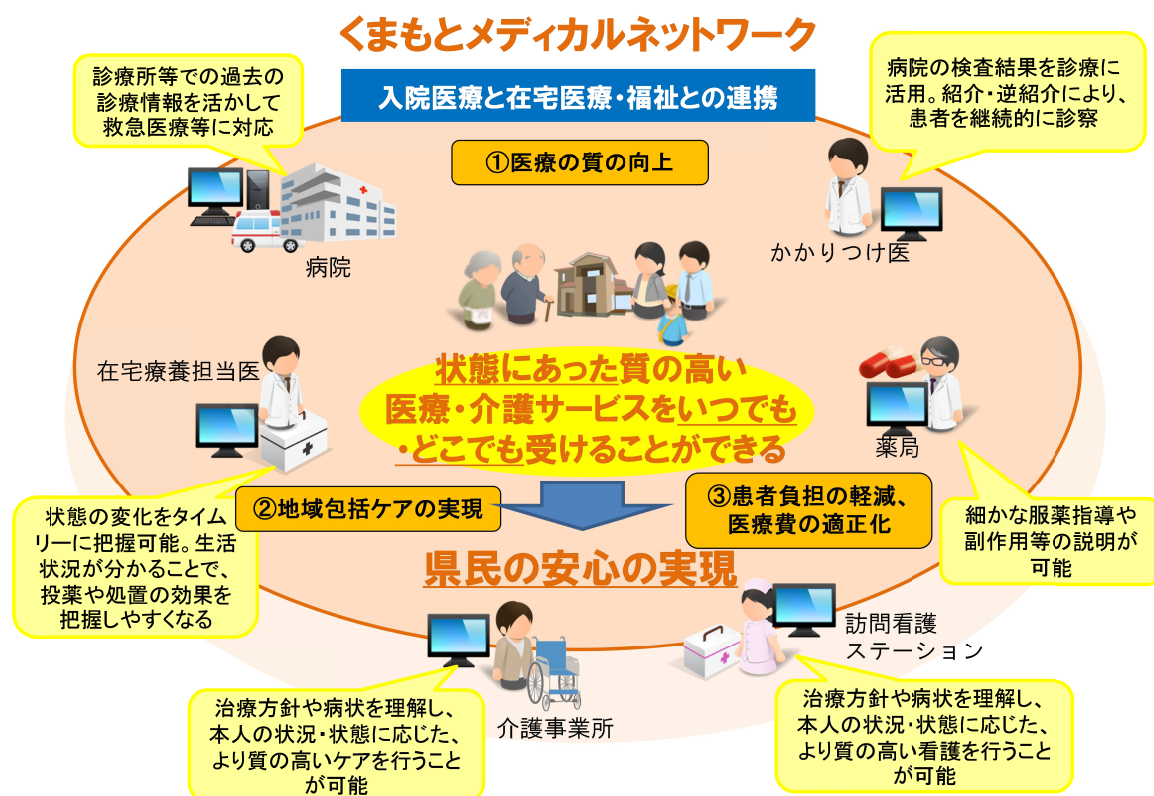
(1) 被災施設の復旧・復興への支援

- 各医療機関による医療施設等災害復旧費補助金や中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）を積極的な活用を促進し、復旧・復興を支援します。
- 「熊本地震に係る熊本県災害医療提供体制検討委員会」での熊本地震時における医療救護活動等の検証を踏まえ、地域における災害医療コーディネート機能の強化など、災害・救急医療提供体制の充実・強化を図ります。

(2) 病床の機能の分化及び連携を支える体制・基盤の整備

- 医療関係者、医療保険者その他の関係者で構成する地域医療構想調整会議を構想区域ごと並びに全県単位で設置し、地域の実情把握や将来の医療提供体制を構築するための方向性の共有、地域医療介護総合確保基金の活用など必要な協議や調整を進めます。
- 病床機能の分化・連携に資する医科歯科連携に向けた体制づくりを進めます。中でも回復期リハビリテーションの機能強化や療養継続支援等を目的とした回復期における医科歯科連携推進のため、回復期医科歯科医療連携協議会を通じて連携の推進に向けた検討、人材養成、連携の必要性に対する県民の理解促進を図る普及啓発等を進めます。
- 患者を中心としたより質の高い医療・介護サービスを提供するため、県内の医療機関（病院・診療所）をはじめ、薬局、訪問看護ステーション、介護関係施設間での迅速な患者・利用者情報の共有と適切な連携を可能とする ICT を活用した地域医療情報ネットワーク「くまもとメディカルネットワーク」の構築を推進します(図表 71 参照)。

[図表 71 「くまもとメディカルネットワーク」の全体イメージ]

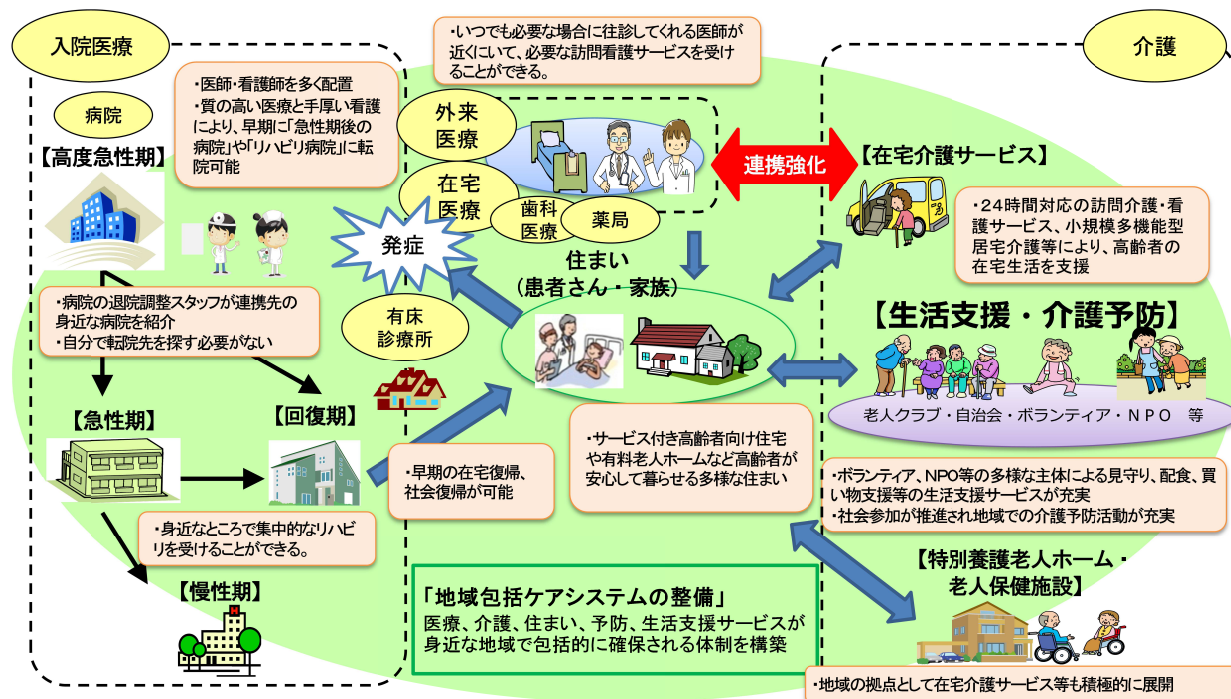


- 地域連携クリティカルパス等を活用した、患者が入院医療から在宅医療まで切れ目のない良質な医療や介護を受けられるための体制整備を進めます。

(3) 病床の機能の分化及び連携に取り組む医療機関への支援

- 5 疾病・5 事業に係る拠点病院や地域医療支援病院など、構想区域内の拠点的な機能を有する医療機関の機能の維持や強化を図るために必要な施設や設備の整備を支援します。
- 病床の不足が見込まれる病床機能については、地域医療構想調整会議における協議を踏まえた上で、病床の充足に必要な病床機能の転換のための施設や設備の整備を支援します。また、診療機能の向上に必要な機器整備を支援します。
- 療養病床から介護施設等への転換に必要な施設や設備の整備を支援します。
- 医療機関において、連携に係る人材の確保・養成や病床機能の分化・転換に伴う職員の研修・教育を進めることが課題になっています。各構想区域での議論を通じ、こうした課題に応じた対策を講じるために必要な支援を検討していきます。

[図表 72 より良質な医療サービスを受けられる体制のイメージ]



＜資料＞厚生労働省資料に基づき、熊本県医療政策課で一部修正

2 在宅医療等の充実

《施策の方向性》

2025年を目途に、県民が住み慣れた地域で医療や介護、生活支援等が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進め、在宅医療等の充実に必要となるサービス基盤の強化、受け皿づくりを進めます。

また、県民が健康で安心した生活を住み慣れた地域で送ることの重要性に関する認識を高めるとともに、介護予防や地域リハビリテーションの充実を進めます。

(1) 在宅医療基盤の充実

- 在宅医療の推進等に関する協議会等を設置・運営し、在宅医療の基盤の充実や医療と介護の連携などについて、継続的な検討や改善策を推進します。
- 訪問診療の基盤充実のため、中心的な役割を担うかかりつけ医等を対象に、訪問診療への参加促進や在宅患者の急変時対応のスキルアップに必要な研修等を実施します。
- 医療依存度の高い患者の在宅移行に向けた看護職員の看護実践能力の向上を進めます。また、在宅看護に係る認定看護師の養成を進めます。
- 在宅歯科医療の基盤充実のため、在宅歯科診療希望者に対する歯科診療所の紹介、相談対応を行う在宅歯科医療連携室の運営支援、口腔ケアや摂食嚥下等に関する歯科医師や歯科衛生士のスキルアップ研修の開催、在宅歯科診療の実施に必要な機器整備の支援等を進めます。
- 訪問看護サービスの基盤充実のため、スキルアップ研修やアドバイザー派遣等の人材養成に取り組むほか、新卒者や看護師免許保有者への研修等により、訪問看護師の円滑な就労を支援します。また、訪問看護ステーションの立上げや経営強化に向けた経営面、技術面等に関する相談対応を行います。中でも、中山間地域の小規模な訪問看護ステーションに対しては、人材の雇い入れや研修等を促進し、運営を支援します。
- 熊本県小児在宅医療支援センターの運営を支援し、高度な医療ケアを要する子どもの新生児集中治療管理室（NICU）から在宅への移行支援、地域在宅支援ネットワークの構築、小児在宅支援コーディネーターの養成等を進めます。また、小児訪問看護ステーションの円滑な事業運営のための相談対応や看護師等のスキルアップ研修を実施します。
- 各地域の在宅訪問薬剤師支援センターや在宅地域拠点薬局の運営を支援し、在宅患者のニーズに応じた医薬品・医療材料等の供給体制整備や在宅訪問薬剤師の養成等を進めます。

（２）医療と介護の連携の推進

- 地域ごとに各市町村や地域医師会等が連携し、地域資源や課題を踏まえて地域の実情に応じた医療と介護の連携を推進します。具体的には、切れ目のない医療と介護の提供体制の構築の推進や、医療・介護関係者の情報共有の推進、多職種の顔の見える関係づくりのための研修、連携に関する相談支援、地域住民への普及啓発など、多職種の連携を基盤とする体制を構築し、地域における共通認識の形成を図りながら取り組みを推進します。
- 歯科における医療と介護の連携体制の充実を図ります。
- くまもとメディカルネットワークの普及、活用により、利用者本位の効果的なサービス提供ができるよう、地域の医療・介護関係者の連携を促進します。

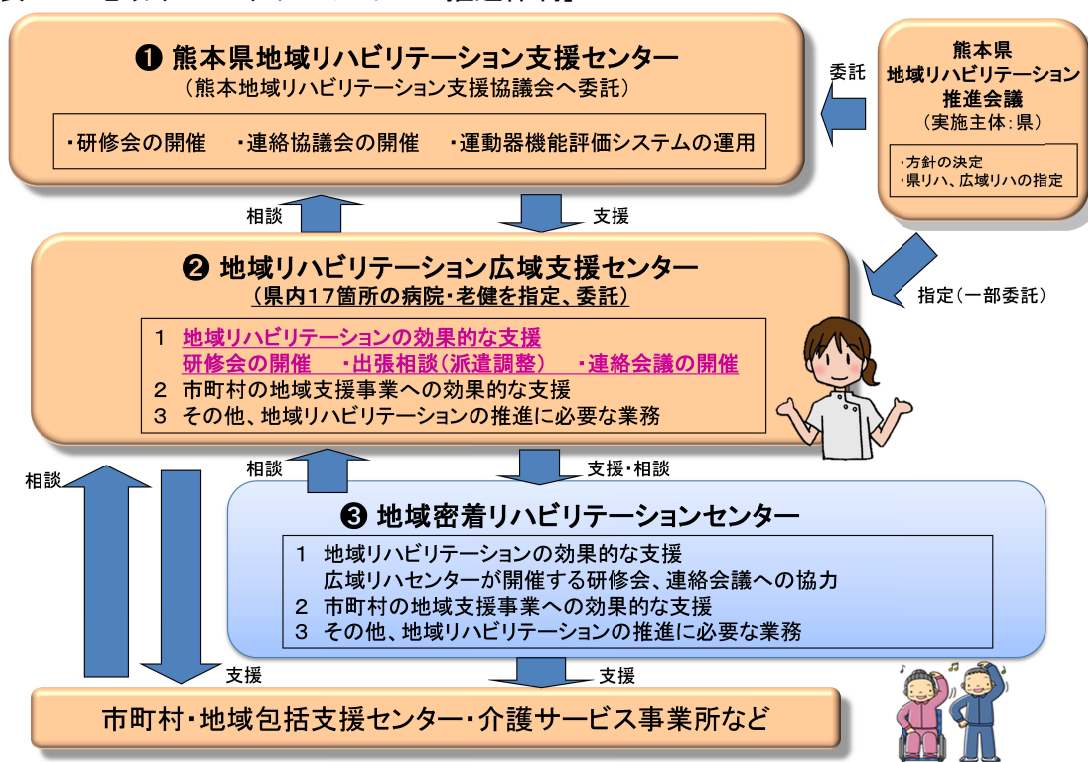
（３）在宅等住まいの場における看取り等の終末期療養の充実

- 県民が住み慣れた地域で安心して終末期の療養ができるよう、施設や在宅等の多様な住まいの場における看取りを支援するための医療や介護の専門職の養成に取り組みます。

（４）介護予防や地域リハビリテーション機能の充実

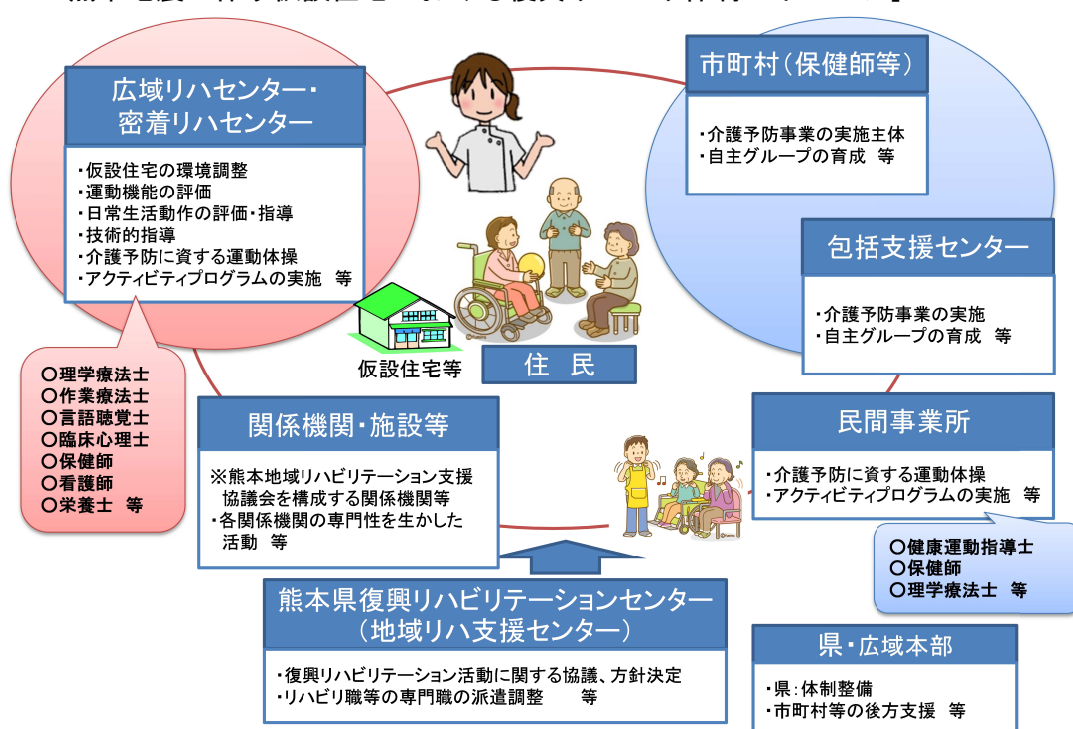
- 地域における介護予防の取り組みについて、市町村や地域包括支援センター等と連携し、活動への参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。
 - 通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進するなど地域リハビリテーション活動の充実を図ります。そのため、地域リハビリテーションを以下の三層構造で推進します（図表 73 参照）。
 - ❶ 熊本県医師会など関係団体と連携し、県下のリハビリテーション活動の統括機関となる熊本県地域リハビリテーション支援センターを設置・運営します。
 - ❷ 広域単位で医療機関や介護老人保健施設を指定し、広域でリハビリテーション活動や人材養成等を実施する地域リハビリテーション広域支援センターを設置します。
 - ❸ 地域リハビリテーション広域支援センターと連携しながらリハビリテーション活動を実施する地域密着リハビリテーションセンターを設置・運営します。
- また、こうした地域リハビリテーション活動を担う人材の養成・確保を図るため、医療機関等で勤務しているリハビリテーション専門職を対象に、地域における介護予防活動や地域ケア会議等における技術的支援ができる人材の養成・確保に取り組みます。

[図表 73 地域リハビリテーションの推進体制]



- 被災地支援として、熊本県医師会等の関係団体と連携し、リハビリテーション専門職等が応急仮設住宅等における介護予防活動や生活環境調整活動等を行う「熊本県復興リハビリテーションセンター」を設置・運営し、被災地における介護予防や生活不活発病対策を推進します(図表 74 参照)。

[図表 74 熊本地震に伴う仮設住宅における復興リハビリ体制のイメージ]



(5) 退院支援機能強化のための人材養成の充実

- 退院時における支援機能を強化するため、看護師等のスキルアップ研修や介護支援専門員等への研修の充実・強化を図ります。

(6) 高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントの推進

- 市町村や地域包括支援センターの職員、医療や介護の多職種の専門職、施設・事業所の管理者等を対象とする自立支援を重視したケアマネジメントに関する研修を充実し、高齢者の自立支援に向けた取組みを支援します。
- 市町村や地域包括支援センターで実施する地域ケア会議について、高齢者の自立支援を進めるための重要なツールとして、開催頻度の向上に向けた普及啓発に取り組みます。また、研修やアドバイザー派遣等を通じて、自立支援を重視したケアプラン作成の支援等に向けた運営を推進します。
- 県民に対し、身近な地域での必要に応じた支援を受けながら自立した生活を送ることの重要性に関する普及啓発を行います。

(7) 日常的な見守りや生活支援など在宅生活を支える基盤の強化

- 市町村や地域包括支援センター、民間等と連携し、高齢者等が身近な地域で安心して在宅生活を送れるよう、日常的な見守りや生活支援サービス基盤の充実を進めます。

(8) 中山間地域における介護基盤の充実

- 中山間地域において、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をできるよう、地域の実情に応じた在宅サービス拠点や生活サービスの基盤づくりに取り組む市町村・団体を支援します。

3 医療従事者・介護従事者の養成・確保

3-1 医療従事者の養成・確保

《施策の方向性》

5 疾病・5 事業や地域で不足が見込まれる機能、チーム医療の推進に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカーなど、必要な人材の養成と確保を進めます。

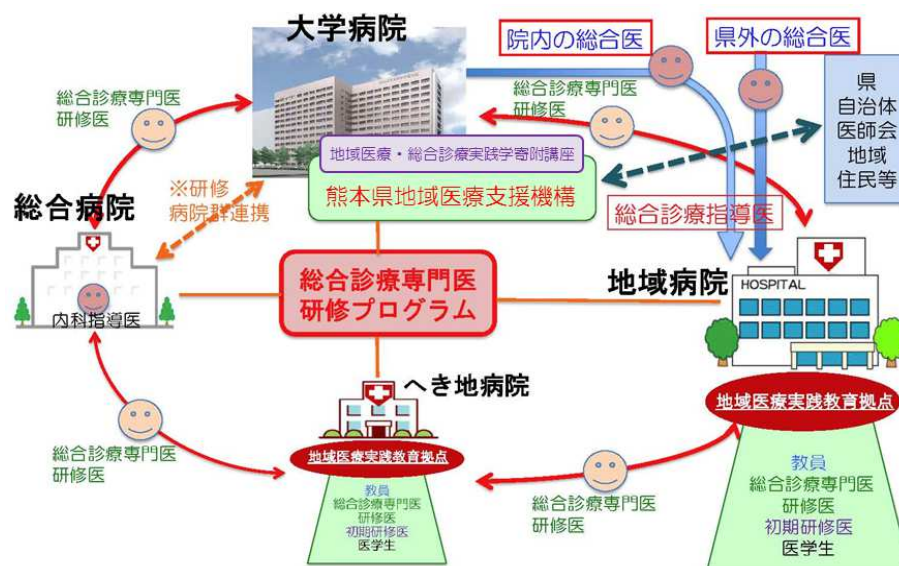
また、医療機関の魅力ある職場づくり、働きやすい職場環境づくりを支援します。

(1) 人材確保と資質の向上

① 医 師

- 知事が指定する病院等で一定期間勤務することで返還免除となる修学資金を熊本大学及び県外大学の医学部生に貸与し、地域医療を担う医師を養成します。
- 熊本県臨床研修病院連絡協議会による臨床研修体制の充実及び強化のための取組みを通じ、オール熊本で初期臨床研修医の確保と県内定着を進めます。
- 熊本県地域医療支援機構による医師修学資金貸与医師、地域医療に従事する医師のキャリア形成支援や地域と都市部の医療機関を循環して勤務できるシステムづくり等の取組みを通じ、県内における医師の地域偏在の解消を進めます。
- 熊本県へき地医療支援機構によるへき地医療拠点病院からへき地診療所への医師派遣要請や、へき地で勤務する医師のキャリアパス構築支援等の取組みを通じ、へき地における総合的な診療能力を備えた医師の養成・確保を進めます。
- 熊本大学に開設する地域医療・総合診療実践学寄附講座及び専門医療実践学寄附講座により、地域医療に関する卒前からの継続的な教育、総合診療専門医をはじめとした各分野専門医の養成、地域の医療機関における診療支援等を進めます（図表 75 参照）。

[図表 75 熊本県での総合診療専門医養成システムの観点からの役割／位置づけ]



- 平成30年度開始予定の新専門医制度については、熊本大学医学部附属病院や熊本県医師会等と連携しながら、専門研修プログラムが地域医療に与える影響を踏まえ、医師が偏在することがないように必要な調整等を行います。
- 県内の公立の医療機関と県内での活躍を希望する医師とを結ぶ医師の無料職業仲介所「熊本県ドクターバンク」によるマッチングを進めます。
- 女性医師の就業継続のための相談対応や、復職支援に関する相談体制の充実、女性医師のネットワーク構築、復職支援システムの構築等を進めます。
- 構想区域内で在宅、へき地、小児、周産期医療の担い手が不足すると判断される場合は、医療審議会等の意見を聴き、医療計画に記載され又は記載されることが見込まれることを要件として、知事への届出により一般病床の設置や増床ができる「特例診療所制度」（医療法施行令第3条の3、医療法施行規則第1条の14第7項各号）の積極的な活用により、充足を図ります。

② 看護職員

- 教育内容の充実により質の高い看護職員を養成するため、県内の看護師等養成所の運営を助成します。また、県内外の看護学生への修学資金の貸与や看護師等養成所における看護学生の県内定着に向けた取組みへの支援等により、看護職員の県内就業を促進します。
- 熊本県ナースセンターによる無料職業紹介等を通じ、看護職員の就労支援を進めます。また、結婚や子育て等で離職している潜在的な看護職員に対しては、看護技術に関する定期的な研修等を通じて再就業を支援します。
- 継続的な研修等を通じ、入院から在宅までの切れ目ない医療提供体制を支える質の高い看護実践能力を持った看護職員の就労継続を進めます。

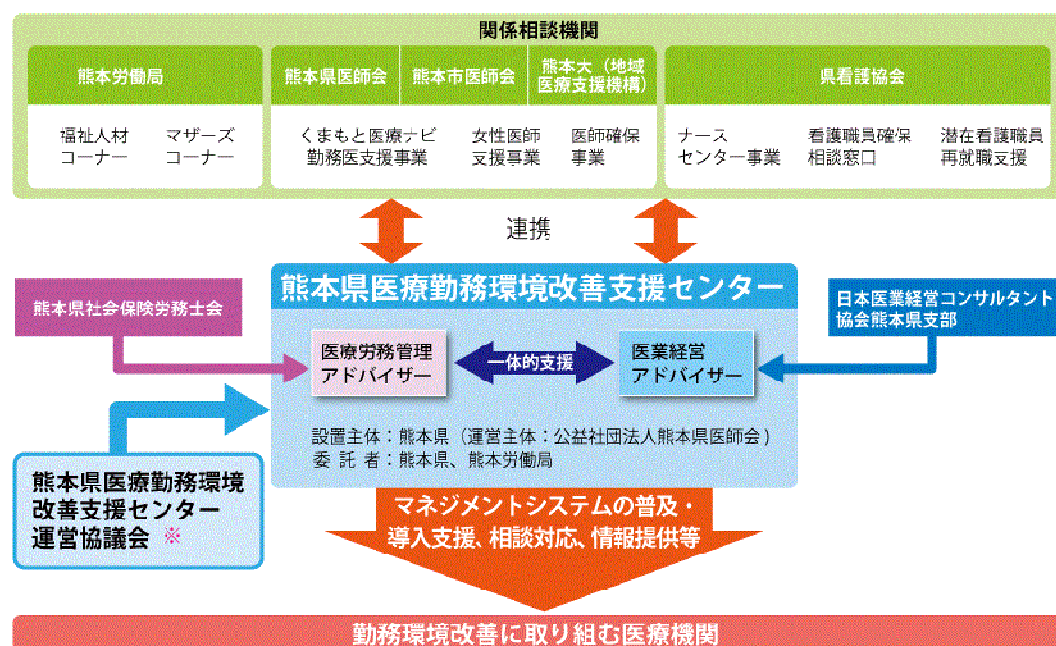
③ チーム医療や地域連携の推進に係るその他の主な医療スタッフ

- チーム医療や地域連携の推進には、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員のほか、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床工学技士、診療放射線技師、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカー、歯科衛生士、歯科技工士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士等の多種多様な専門職による連携・協働が不可欠です。そのため、地域の事情に応じた医療スタッフの養成・確保に努めます。

(2) 魅力ある職場づくり、働きやすい職場環境づくりの支援

- 熊本県医療勤務環境改善支援センターによる勤務環境改善マネジメントシステムの導入支援や相談対応、情報提供を通じ、医療従事者の勤務環境の改善に取り組む医療機関を支援します（図表 76 参照）。

〔図表 76 熊本県医療勤務環境改善支援センター〕



※ 熊本県医療勤務環境改善支援センター運営協議会

熊本県医療勤務環境改善支援センターの運営が効果的かつ円滑に行われるよう、医療関係団体や相談支援を行う関係団体の代表、関係行政機関の職員で構成され、センターの運営方針や業務内容に関する事項について検討。

- 医療従事者のワークライフバランス推進、働きやすい病棟づくりや宿舍の整備、業務の省力化につながる設備やシステムの導入、病院内保育所の運営等に取り組む医療機関を支援します。

3-2 介護従事者の養成・確保

《施策の方向性》

介護ニーズの増大に伴う介護人材の確保のために、多様な人材の参入促進、介護職員の定着の観点から、総合的に介護人材の養成・確保・定着に向けた取組みを進めていきます。

(1) 多様な人材の参入促進

- 介護福祉士等を目指す学生等に対する修学資金の貸付や、離職した介護人材に対する再就職支援のための再就職準備金の貸付を実施します。
- キャリア支援専門員の配置、合同就職面接会の開催、求人求職情報の発信等により、福祉人材のマッチング機能の強化を進めます。
- 中高生向けの PR パンフレット・ポスター作成・配布や介護の日（11月11日）関連のイベント開催等を通じ、介護職の魅力や専門性に関する理解啓発を進めます。
- 若手の施設職員と福祉を学ぶ学生が意見交換を行う地域座談会や、中学校とその保護者に地元で働く若い福祉施設職員が仕事の魅力を語る出前講座を開催し、若者を中心に介護職への関心を持ってもらうきっかけづくりを進めます。

(2) 介護職員の定着促進

- 県内の介護施設・事業所等において、「介護職員初任者研修」の受講料を事業者（法人）に助成するなど、介護現場への新たな人材の参入や職員の定着を図ります。
- 介護職員の専門性を高めるため、認知症対応力の向上や地域包括ケアシステムの構築に資する各種研修を実施します。
- 介護職員の資質向上や定着支援を目的に、職員の経験年数や職階、役割に応じた新任研修や専門研修、施設の種類や業種をまたいだ横断的な研修を実施する団体を支援します。
- 介護現場では、専門的な業務以外の多くの周辺業務（清掃、洗濯、ベッドメイキング等）が介護職員の負担となっているため、施設が当該周辺業務を担わせる介護アシスタントの導入に必要な経費を助成し、介護職員の負担軽減と専門的な業務に専念できる環境の整備を進めます。
- 施設及び居宅における、たんの吸引等の必要な医療的ケアを提供するため、介護職員等を対象とした、たん吸引等研修を実施します。

(3) 情報共有・国への施策要望

- 行政、事業者団体、養成機関団体等の関係機関で構成する熊本県介護人材確保対策推進協議会において、情報共有や効果のある取組み等に関する意見交換を行うとともに、国に対して介護職員の処遇改善に係る施策の充実を要望していきます。